

平成 28 年度 施設系市単独加算について

平成 28 年度の施設系市単独加算について次のとおり御案内致します。

- 一部加算については、事前に申請が必要です。別添の通知を御確認ください。
- 平成 28 年 4 月提供分の請求より、別途御案内するサービスコード（4 月末掲載予定）を御使用ください。 平成 28 年 3 月提供分以前の請求については、旧サービスコードを御使用ください。なお、サービスコードは年度ごとに改めていますので御注意ください。

<共通事項>

- ・ 事業区分：3
- ・ 給付率：100%（利用者負担は発生しません。）
- ・ サービス提供があった日（本体報酬の算定対象の日）について、算定可能です。よって、利用者が休んだ日については算定できません。
- ・ 特に断りのない限り算定は日単位です。

[定率加算]

- ・ 対象サービスは、生活介護、短期入所（医療型を除く。）、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援、就労継続支援B型です。
- ・ 法定給付費の本体報酬に加算率5%を乗じた額です（短期入所は10%）。
- ・ 定員超過、サービス提供職員欠如、個別支援計画未作成等により本体報酬が減算される場合のサービスコードはありませんので、該当する場合は御連絡ください。請求方法等を追って連絡いたします。

[実績加算]

<行動障害加算、重複障害加算、重度障害加算>

- ・ 対象サービスは、生活介護、短期入所（医療型を除く。）、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労移行支援（重複障害加算のみ対象）、就労継続支援B型です。
- ・ 支給決定された利用者が対象です。

<医療支援加算>

- ・ 対象サービスは、生活介護、施設入所支援、機能訓練です。
- ・ 事前に申請が必要です。（第1号様式）

<送迎加算>

- ・ 対象サービスは、療養介護、生活介護、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型です。
- ・ 送迎サービスについて事前に利用契約している利用者が対象です。
- ・ 居宅（G Hを含む。）と事業所との間を送迎する場合（ドアツードア方式）又は集合場所等と事業所との間を送迎する場合（ポイント送迎方式）により大別し、さらに、法定の送迎加算の対象状況によ

りⅠ型からⅦ型に分かれます。

- ・片道につき、1回の算定が可能です。

<入浴加算>

- ・対象サービスは、生活介護、機能訓練です。
- ・入浴サービスが個別支援計画に位置付けられた利用者につき、入浴サービスを提供した場合に算定できます。

[支援体制加算] -----

<健康管理加算>

- ・対象サービスは、生活介護、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型です。
- ・事前に申請が必要です。(第2号様式)
- ・看護師又は准看護師を常勤換算法で1名又は2名以上配置し、利用者の健康管理を行っている場合、利用者全員につき算定できます。ただし、看護師等が他事業所と兼務の場合は、主たる勤務地となる事業所のみ算定可能です。
- ・生活介護、生活訓練及び宿泊型自立訓練については、法定加算に類似する加算があるため、当該法定加算の額を除した額です。

<栄養管理加算>

- ・対象サービスは、生活介護、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型です。
- ・事前に申請が必要です。(第2号様式)
- ・栄養士を常勤換算で1名以上配置し、利用者の栄養管理を行っている場合、利用者全員につき算定可能です。ただし、栄養士が他事業所と兼務の場合は、主たる勤務地となる事業所のみ算定可能です。

<食事指導加算>

- ・対象サービスは、生活介護、短期入所、施設入所支援、機能訓練、生活訓練、宿泊型自立訓練、就労継続支援B型です。
- ・事前に申請が必要です。(第2号様式)
- ・法定の食事提供体制加算を算定できる要件を満たした上で、食事中に生活支援員により利用者に対する見守り、指導等を行う体制が整えられている場合、利用者全員につき算定可能です。

[工賃加算] -----

- ・対象サービスは、就労継続支援B型です。
- ・要件を満たす市内の就労継続支援B型事業所において、川崎市の利用者を受け入れた場合に、各年度の下半期提供分に限り算定が可能となる加算です。
※平成28年度については、平成28年10月1日～平成29年3月31日提供分です。
- ・事前に申請が必要です。(第3号様式)

※申請方法等については、別途9月上旬頃に御案内いたします。

- ・サービス提供があった日（本体報酬の算定対象の日）について、算定可能 （日単位） です。よって、利用者が休んだ日については算定できません。